証券コード　7781
平成27年９月14日

株　主　各　位

東京都港区港南一丁目８番40号A-
ＰＬＡＣＥ品川６階
株式会社平山
代表取締役社長　平山善一

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年９月28日（月曜日）17時までにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年９月29日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区高輪三丁目25番33号
長田ビル　６階　フクラシア品川
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第49期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第49期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.hirayamastaff.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の積極的な経済対策と円安による企業の業績回復が進み、雇用状況も改善されるなど、景気の回復は緩やかに進みました。しかし一方では、消費税増税に加え、昨今の原材料高騰による価格への転嫁などにより個人消費が落ち込むなど、先行きは不透明な状況が続いております。

製造業界におきましては、全体的には増産傾向が続き、円安・株高を背景に収益改善が進みました。一方、有効求人倍率は平成27年６月度で1.19倍と継続的に高い水準を保っており、人手不足感が強まりました。

このような環境のなかで、当社グループは、人材需要の旺盛な輸送用機器、住設関連、食品、事務機器関連企業を中心に積極的な営業活動を行い収益の拡大を図りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,995百万円、営業利益は378百万円、経常利益は380百万円、当期純利益は193百万円となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

アウトソーシング事業におきましては、既存取引先については、概ね堅調であり、円安により輸出産業を中心に増産は続きました。しかし主要顧客の一部が減産に転じたことから、全体的には増収・増益であったもののその伸びは鈍化しました。加えて、雇用環境の改善とともに、慢性的な人手不足に陥ったことで、新卒・中途採用ともに採用コストが増加し、利益は大きく影響を受けました。この結果、アウトソーシング事業の売上高は7,933百万円、営業利益は943百万円となりました。

技術者派遣事業におきましては、自動車、鉄道などの輸送用機器分野、通信機器分野及び設備分野での需要が通期にわたり持続し、それらの分野の売上が堅調に推移しました。この結果、技術者派遣事業の売上高は914百万円、営業利益は54百万円となりました。

その他事業におきましては、景気回復とともに、海外の改善コンサルティング、スタディーツアーはともに比較的好調に推移しました。しかし一方では、予定していたツアーの延期や、受入コストの増加などにより収益は少なからず影響を受けました。この結果、その他事業の売上高は146百万円、営業利益は36百万円となりました。

事業別売上高

事業区分	第49期（当連結会計年度）（平成27年6月期）	
	金額	構成比
アウトソーシング事業	7,933百万円	88.2%
技術者派遣事業	914	10.2
その他の事業	146	1.6
合計	8,995	100.0

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 46 期 (平成24年６月期)	第 47 期 (平成25年６月期)	第 48 期 (平成26年６月期)	第 49 期 (当連結会計年度) (平成27年６月期)
売　上　高(百万円)	5,787	6,530	7,374	8,995
経 常 利 益(百万円)	96	306	318	380
当 期 純 利 益(百万円)	27	150	178	193
１株当たり当期純利益　(円)	3,851.42	21,607.92	26,222.49	141.69
総　資　産(百万円)	2,483	2,920	3,784	4,073
純　資　産(百万円)	970	1,082	1,235	1,507
１株当たり純資産額　(円)	136,209.04	157,977.45	180,454.47	1,089.89

(注) １．平成27年２月13日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っておりますが、第49期の期首に分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

２．第49期より連結計算書類を作成しているため、第48期以前は単体の金額を表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ﾄｯﾌﾟｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	100百万円	100.0%	機械設計分野・電気電子設計分野･プラント設計管理分野･マイコン及びコンピュータのソフト開発分野における人材派遣、請負

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、政治安定期にはいり、日本経済の復活が大きく期待され、円安及び原油安が国内製造業大手においてプラス要因であり、製造請負・製造派遣業界にとっても好材料になると想定しております。さらに製造請負・製造派遣業界に大きく影響すると考えられている労働者派遣法改正案が平成27年度の通常国会に提出され、各人に付き派遣期間が３年と変化する可能性が高く、必然的に製造請負・製造派遣業界のすそ野と市場

規模は広がると予想されております。

このような環境下、当社グループにおきましては、以下の事項を経営上の重点課題としております。

(1) 採用体制の強化

本社採用担当者及び全国エリアに配置された採用担当者を増員し、必要な人材を迅速に効率よく採用し、人材確保に努めます。

(2) 全社員の教育強化による社員個々の能力向上

正社員、限定正社員、契約社員の垣根を作らず社員全員の教育強化を行い、社員個々の能力を向上させるため、教育体系をリニューアルし、ＯＪＴでの教育時間を増加し実践力を向上させ、自社の請負現場力強化に連動させることだけでなく、他社他業界でも通用する社員を育成します。

(3) 請負化の推進と既存請負現場の改善力の向上と競争力の向上

顧客企業の業務請負に対する要求を確実に遂行するため、当社独自の現場改善コンサルティング事業部の改善コンサルタントを積極的に営業へも同行させ、現場改善力のある提案をするとともに既存の請負現場へも継続的に改善コンサルタントを派遣し、さらなる改革改善を行い生産性向上や品質向上に努め、競争力を高めてまいります。

(4) その他売上部門のコンサルティング事業全体の強化

現在、現場改善コンサルティングの売上の大半が、インドネシア及びシンガポール、ベトナムの３国での売上ですが、今後はアジア全域での展開を進めてまいります。

加えて、日本政府も積極的に進めているインバウンドビジネスのスタディツアー事業を強化し、中国及び欧米、南米でのアライアンス企業を増やし、当社研修センターへのツアー顧客数を増加させ、海外展開への布石や改善コンサルティングビジネスに繋げ、その他売上部門から１事業部門まで早期に成長させてまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますよう御願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年６月30日現在）

事業区分	事業内容
アウトソーシング事業	顧客企業内の製造工程等における製造請負、製造派遣、人材紹介事業
技術者派遣事業	エンジニアリング部門への技術者派遣事業
その他事業	コンサルティング事業及び教育事業

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年６月30日現在）

① 当社

本社	東京都港区
支店	東京支店（東京都港区）、宇都宮支店（栃木県宇都宮市）、土浦支店（茨城県土浦市）、高崎支店（群馬県高崎市）、富士宮支店（静岡県富士宮市）、山梨支店（山梨県中央市）、沼津支店（静岡県沼津市）、豊田支店（愛知県豊田市）、関西支店（滋賀県草津市）
研修センター	豊田研修センター（愛知県豊田市）、富士宮研修センター（静岡県富士宮市）

② 子会社

株式会社ﾄｯﾌﾟｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	本社（東京都港区）、東京事業所（東京都港区）
HIRAYAMA VIETNAM Co.,Ltd.	本社（ベトナム国）
HIRAYAMA (Thailand) Co.,Ltd.	本社（タイ国）

(7) 使用人の状況（平成27年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
アウトソーシング事業	859（1,328）名	159名増（14名増）
技術者派遣事業	136（5）	2名増（2名増）
その他事業	3（0）	1名増（-）
全社（共通）	50（6）	9名増（10名減）
合計	1,048（1,339）	171名増（22名減）

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、限定正社員及び契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．使用人数が前連結会計年度末と比べて、171名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う、定期及び期中採用によるものであります。
３．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分出来ない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
902（1,332）名	165名増（22名減）	27.83歳	4.08年

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、限定正社員及び契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．使用人数が前期末と比べて、165名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	343百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	222
株式会社山口銀行	74

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　3,600,000株
② 発行済株式の総数　1,415,200株
③ 株主数　9名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社スリーアローズ	426千株	30.94%
平山善一	393	28.56
平山惠一	201	14.63
ハクトコーポレーション株式会社	177	12.91
平山智一	81	5.91
有限会社平寛堂	42	3.05
平山上一	40	2.93
平山従業員持株会	14	1.06

（注）１．当社は、自己株式を38千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成20年６月25日	平成26年11月26日
新株予約権の数		200個	250個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 40,000株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式 50,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 88,000円 （１株当たり 440円）	新株予約権１個当たり 185,000円 （１株当たり 925円）
権利行使期間		平成22年７月１日から 平成30年６月25日まで	①平成26年12月６日から 平成36年11月26日まで ②平成28年11月27日から 平成36年11月26日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 230個 目的となる株式数 46,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名

（注）１．新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

２．新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続を認めるものとする。

３．その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

４．上記①については税制不適格要件に該当する当社役員２名、②については税制適格要件に該当する当社役員1名が該当する。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第２回新株予約権
発行決議日		平成26年11月26日
新株予約権の数		345個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　69,000株 （新株予約権１個につき　200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　185,000円 （１株当たり　925円）
権利行使期間		平成28年11月27日から 平成36年11月26日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　295個 目的となる株式数　59,000株 交付者数　22名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　50個 目的となる株式数　10,000株 交付者数　4名

（注）１．新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

２．新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続を認めるものとする。

３．その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

		第３回新株予約権
発行決議日		平成27年１月25日
新株予約権の数		68個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　13,600株 （新株予約権１個につき　200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　185,000円 （１株当たり　925円）
権利行使期間		平成29年１月16日から 平成36年11月26日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　68個 目的となる株式数　13,600株 交付者数　52名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 交付者数　0名

（注）１．新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

２．新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続を認めるものとする。

３．その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年６月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平山善一	株式会社トップエンジニアリング代表取締役会長 一般社団法人日本生産技能労務協会理事
専務取締役	平山惠一	営業本部長 株式会社トップエンジニアリング取締役
常務取締役	谷口久志	アウトソーシング・製造派遣事業本部長
取締役	柴田寛	管理本部長
取締役	河邊和則	株式会社トップエンジニアリング代表取締役社長
取締役	小牟礼義人	
取締役	村上伸一	Kaizenパートナー代表
常勤監査役	住友千良	
監査役	露木忠晴	
監査役	福永隆明	福永公認会計士事務所代表 グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社代表取締役社長 いちご不動産投資法人監督役員 グリーンオーク・インベスト・マネジメント株式会社社外監査役
監査役	玉野淳	岡野・玉野税理士法人代表社員

（注）１．取締役小牟礼義人氏及び取締役村上伸一氏は、社外取締役であります。
２．監査役福永隆明氏及び監査役玉野淳氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役住友千良氏、監査役福永隆明氏及び監査役玉野淳氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役住友千良氏は、長年にわたり当社の財務経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
・監査役福永隆明氏は、公認会計士の資格を有しております。
・監査役玉野淳氏は、税理士の資格を有しております。
４．平成26年９月24日開催の第48期定時株主総会において、小牟礼義人氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

５．平成26年12月15日開催の臨時株主総会において、河邊和則氏及び村上伸一氏が取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
６．当社は、取締役小牟礼義人氏、取締役村上伸一氏、監査役福永隆明氏及び監査役玉野淳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (2)	139百万円 (2)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	11 (3)
合計 （うち社外役員）	10 (4)	150 (6)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成26年６月25日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成26年６月25日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
４．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額21百万円（取締役６名に対し20百万円（うち社外取締役２名に対し0百万円）、監査役４名に対し１百万円（うち社外監査役２名に対し0百万円））

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ハ．社外役員が親会社等又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役村上伸一氏は、Kaizenパートナーの代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役福永隆明氏は、福永公認会計士事務所の代表、株式会社グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社の代表取締役社長、いちご不動産投資法人の監督役員及びグリーンオーク・インベスト・マネジメント株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役玉野淳氏は、岡村・玉野税理士法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　小牟礼　義　人	平成26年９月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、海外勤務の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役　村　上　伸　一	平成26年12月15日就任以降、当事業年度に開催された取締役会９回のうち９回に出席いたしました。メーカーでの長年の経験・知識と中小企業を再生、育成してきたその豊富な指導経験を生かし適宜発言を行っております。
監査役　福　永　隆　明	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　玉　野　　淳	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結して

おります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役小牟礼義人氏及び取締役村上伸一氏、監査役福永隆明氏及び監査役玉野淳氏につきましては同法第425条第１項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の独立性の確保、監査の方法及び適切な実施状況、会計監査報告作成の適正、監査意見の妥当性等を判断し、また監査役会に対する報告義務の履行及び監査役との有効な意見交換の内容等を総合的に判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第423条第１項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償の責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システムに関する基本方針」として取締役会で決議した内容及び運用状況の概要は次のとおりであります。（最終改定　平成27年８月13日）

①　当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が、法令・定款及び社会規範を遵守することを目的に制定された「コンプライアンス行動規範」を全社に周知・徹底する。

(2) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス管理組織及びリスク管理組織を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

(3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

(4) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

(5) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

（運用状況の説明）

当期は、コンプライアンス管理組織において、取締役等に対してコンプライアンス意識の醸成のための研修会を実施いたしました、また、使用人に対しては当社教育部門が、eラーニングを導入し先ず管理職を中心に教育を開始いたしました。

② 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の遂行に関わる情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保管及び管理を行う。

(2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署又は組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(2) リスク管理組織を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(3) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

(運用状況の説明)

当期は、リスク管理組織において、取締役等に対し取締役の職務に関する研修会を実施いたしました。

④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。

(2) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(3) 取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(運用状況の説明)

当期は、月１回の取締役会を開催するとともに、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催いたしました。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む）

(1) 当社は、当社子会社に対する担当部署を明確にし、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要な事項について、事前の協議を行う。また、適宜子会社から報告を受ける。

(2) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、管理本部財務経理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

(3) 内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

（運用状況の説明）

当期は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する重要な事項については相談、協議を適宜実施しております。また、当社取締役会においては、毎月子会社の予算と実績について報告を行っております。

内部監査室は、当社及び子会社の内部統制の構築状況を監査し、具体的な改善事項を抽出いたしました。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性に関する事項

(1) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。

(2) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

⑧　当社及び当社子会社取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び報告した者が当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けない体制

(1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

(2) 当社及び当社子会社取締役等及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
(3) 当社及び当社子会社取締役等及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
(4) 当社は、監査役に報告を行った当社及び当社子会社取締役等及び使用人が、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を周知徹底する。

(運用状況の説明)
当期は、監査役に対し取締役会に加え、経営会議などを通じても適宜重要事項を報告しております。

⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
(1) 当社は、監査役が当社に対して、その職務について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
(2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
(3) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
(4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

（運用状況の説明）
当期は、監査役会と代表取締役との意見交換を２回実施、その他の取締役とも数回にわたり協議を行いました。
また、内部監査室が実施する、業務監査にも適宜帯同するなど、連携を密に行いました。これに会計監査人も加えた三様監査を実施し、それぞれの実効性を高めるため相互に連携を取りました。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、内部統制が有効に機能するための体制を構築する。
(2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
(3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

⑫　反社会的勢力の排除に向けた体制
(1) 反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力排除実施要領」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
(2) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

（運用状況の説明）
当期は、新規取引先及び、一定の既存取引先に対し、反社会的勢力との繋がりが無い旨の調査を実施し、適正な取引体制の継続を図りました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点において買収防衛策を導入しておりません。その理由といたしまして、買収防衛策が必ずしも有効に機能するとは限らなく、かつ導入により株価が下がり、かえって買収リスクを高めかねないと思われるためです。すべてのステークホルダーとの関係を密にして、業績を上げかつ当社を深く理解していただき、企業価値を常に高めることが最大の買収防衛策と考えております。

連結貸借対照表

（平成27年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,745,813	流動負債	1,476,327
現金及び預金	2,675,855	1年内返済予定の長期借入金	250,266
売掛金	944,740	未払金	726,094
その他	126,204	未払法人税等	84,392
貸倒引当金	△986	未払消費税等	288,410
固定資産	327,266	賞与引当金	26,935
有形固定資産	102,777	その他	100,227
土地	66,130	固定負債	1,089,646
その他	36,646	長期借入金	391,218
無形固定資産	2,254	役員退職慰労引当金	348,773
投資その他の資産	222,234	退職給付に係る負債	328,259
繰延税金資産	111,475	その他	21,395
その他	121,421	負債合計	2,565,973
貸倒引当金	△10,662	（純資産の部）	
資産合計	4,073,079	株主資本	1,500,559
		資本金	100,000
		資本剰余金	19,930
		利益剰余金	1,405,810
		自己株式	△25,181
		新株予約権	6,546
		純資産合計	1,507,106
		負債純資産合計	4,073,079

連結損益計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		8,995,474
売上原価		7,429,890
売上総利益		1,565,584
販売費及び一般管理費		1,186,622
営業利益		378,962
営業外収益		
受取利息	882	
受取家賃	3,377	
業務受託料	1,252	
その他	1,085	6,598
営業外費用		
支払利息	3,764	
その他	1,293	5,057
経常利益		380,503
特別損失		
固定資産売却損	596	
投資有価証券評価損	7,448	
関係会社株式評価損	3,155	
関係会社出資金評価損	9,923	21,123
税金等調整前当期純利益		359,380
法人税、住民税及び事業税	164,344	
法人税等調整額	1,106	165,450
少数株主損益調整前当期純利益		193,929
当期純利益		193,929

連結株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	100,000	16,000	1,195,985	△34,755	1,277,230
会計方針の変更による累積的影響額			60,547		60,547
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	100,000	16,000	1,256,533	△34,755	1,337,778
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△44,652		△44,652
当期純利益			193,929		193,929
自己株式の処分		3,930		9,574	13,505
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	3,930	149,276	9,574	162,781
当連結会計年度末残高	100,000	19,930	1,405,810	△25,181	1,500,559

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	6,546	1,283,776
会計方針の変更による累積的影響額		60,547
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	6,546	1,344,324
当連結会計年度変動額		
剰余金の配当		△44,652
当期純利益		193,929
自己株式の処分		13,505
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	－	－
当連結会計年度変動額合計	－	162,781
当連結会計年度末残高	6,546	1,507,106

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　１社

・連結子会社の名称　株式会社トップエンジニアリング

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　HIRAYAMA VIETNAM Co.,Ltd.
HIRAYAMA (Thailand) Co.,Ltd.

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　HIRAYAMA VIETNAM Co.,Ltd.
HIRAYAMA (Thailand) Co.,Ltd.
HIRAYAMA JOB INSTITUTE (THAILAND) CO., LTD

・持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　３年～31年
機械装置及び運搬具　２年～６年

ロ．無形固定資産　　定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、発生年度に一括費用処理しております。
連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法

を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を見込支払日までの平均期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が95,788千円減少し、利益剰余金が60,547千円増加しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額は43.98円増加しております。また、１株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

ロ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ハ．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　106,785千円

(2) 当座貸越契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	900,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	900,000千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,415,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年９月24日定時株主総会	普通株式	44,652	6,556	平成26年６月30日	平成26年９月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年9月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	48,490	35.22	平成27年6月30日	平成27年9月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　78,000株

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は銀行等金融機関からの借入により調達しており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引に関しましては現在行っておらず、行うとしても投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

b. 市場リスクの管理

投資有価証券については、四半期ごとに時価の把握を行っており、社内基準に沿ってリスクの管理をしております。

c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定した価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）３.参照）。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,675,855千円	2,675,855千円	－千円
(2) 売掛金	944,740	944,740	－
(3) 未払金	726,094	726,094	－
(4) 未払法人税等	84,392	84,392	－
(5) 未払消費税等	288,410	288,410	－
(6) 長期借入金	641,484	637,616	△3,867

（注）１．１年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

２．金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

３．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	10,498

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

４．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	2,675,855	－	－	－
売掛金	944,740	－	－	－

５．借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
長期借入金	250,266	391,218	－	－

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,089円89銭

(2) １株当たり当期純利益　141円69銭

（注）１株当たり純資産額および１株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

６．重要な後発事象に関する注記

（公募増資による新株式の発行）

当社は、平成27年６月５日及び平成27年６月19日開催の当社取締役会において、公募増資による新株式の発行を決議し、平成27年７月９日に払込が完了しております。その概要は次のとおりです。

① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
② 発行する株式数：普通株式　260,000株
③ 発行価格：１株につき　2,130円
④ 発行価額の総額：　553,800,000円
⑤ 払込金額：１株につき　1,959.60円
⑥ 払込金額の総額：　509,496,000円
⑦ 資本組入額：　254,748,000円
⑧ 払込期日：平成27年７月９日
⑨ 資金の使途:アウトソーシング事業に係る人材募集のための採用広告費に充当する予定です。

（第三者割当増資による新株式の発行）

当社は、平成27年６月５日及び平成27年６月19日開催の当社取締役会において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し（当社株主から借入れる当社普通株式63,000株の売出し）に関連し、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議し、平成27年８月10日に払込が完了しております。その概要は次のとおりです。

① 募集方法：第三者割当
② 発行する株式数：普通株式　63,000株
③ 発行価格：１株につき　2,130円

④　発行価額の総額：　　134,190,000円
⑤　払込金額：１株につき　　1,959.60円
⑥　払込金額の総額：　　123,454,800円
⑦　資本組入額：　　61,727,400円
⑧　払込期日：平成27年８月10日
⑨　資金の使途:アウトソーシング事業に係る人材募集のための採用広告費に充当する予定です。

貸借対照表

（平成27年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,436,340	流動負債	1,344,930
現金及び預金	2,499,904	買掛金	17,903
売掛金	828,251	１年内返済予定の長期借入金	250,266
貯蔵品	42	リース債務	853
前払費用	46,398	未払金	656,680
繰延税金資産	12,982	未払費用	9,618
その他	49,008	未払法人税等	73,096
貸倒引当金	△248	未払消費税等	256,084
固定資産	328,417	前受金	182
有形固定資産	100,220	預り金	59,974
建物	17,295	賞与引当金	20,270
車両運搬具	6,285	固定負債	977,832
工具、器具及び備品	9,432	長期借入金	391,218
土地	63,914	リース債務	2,702
リース資産	3,293	退職給付引当金	222,925
無形固定資産	713	役員退職慰労引当金	342,293
投資その他の資産	227,483	資産除去債務	18,548
投資有価証券	9,999	その他	144
関係会社株式	50,000	負債合計	2,322,763
関係会社出資金	7,829	（純資産の部）	
関係会社長期貸付金	25,272	株主資本	1,435,448
繰延税金資産	71,897	資本金	100,000
その他	62,484	資本剰余金	19,930
		その他資本剰余金	19,930
		利益剰余金	1,340,698
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,315,698
		別途積立金	679,000
		繰越利益剰余金	636,698
		自己株式	△25,181
		新株予約権	6,546
		純資産合計	1,441,994
資産合計	3,764,757	負債純資産合計	3,764,757

損　益　計　算　書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**8,079,473**
売上原価		**6,711,772**
売上総利益		**1,367,701**
販売費及び一般管理費		**1,059,464**
営業利益		**308,236**
営業外収益		
受取利息	848	
受取家賃	19,271	
業務受託料	27,030	
その他	1,963	49,113
営業外費用		
支払利息	3,764	
その他	1,353	5,117
経常利益		**352,232**
特別損失		
固定資産売却損	596	
投資有価証券評価損	7,448	
関係会社株式評価損	3,155	
関係会社出資金評価損	9,923	21,123
税引前当期純利益		**331,108**
法人税、住民税及び事業税	151,500	
法人税等調整額	2,635	154,135
当期純利益		**176,973**

株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	16,000	16,000	21,611	679,000	447,219	1,147,830	△34,755	1,229,075
会計方針の変更による累積的影響額						60,547	60,547		60,547
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	16,000	16,000	21,611	679,000	507,766	1,208,378	△34,755	1,289,623
当期変動額									
剰余金の配当						△44,652	△44,652		△44,652
利益準備金の積立				3,388		△3,388	－		－
当期純利益						176,973	176,973		176,973
自己株式の処分		3,930	3,930					9,574	13,505
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									－
当期変動額合計	－	3,930	3,930	3,388	－	128,931	132,320	9,574	145,825
当期末残高	100,000	19,930	19,930	25,000	679,000	636,698	1,340,698	△25,181	1,435,448

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	6,546	1,235,621
会計方針の変更による累積的影響額		60,547
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,546	1,296,169
当期変動額		
剰余金の配当		△44,652
利益準備金の積立		－
当期純利益		176,973
自己株式の処分		13,505
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－
当期変動額合計	－	145,825
当期末残高	6,546	1,441,994

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～31年
車両運搬具	２年～６年

② 無形固定資産　定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生年度に一括費用処理しております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を見込支払日までの平均期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が95,788千円減少し、利益剰余金が60,547千円増加しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額は43.98円増加しております。また、１株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

④　役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、「有形固定資産」の「減価償却累計額」は、各資産科目に対する控除科目として独立掲記していましたが、当事業年度より各資産科目の金額から直接控除して表示し、当該減価償却累計額を注記事項に記載する方法に変更しております。

前事業年度まで区分掲記しておりました「未収入金」（当事業年度は37,862千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記しておりました「敷金及び保証金」（当事業年度は53,429千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

（損益計算書）

前事業年度まで区分掲記しておりました「和解金」（当事業年度は416千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　102,024千円

(2) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	900,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	900,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	3,778千円
② 長期金銭債権	25,272千円
③ 短期金銭債務	155千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	4,984千円
営業費用	7,686千円
営業取引以外の取引高	42,879千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	38,400株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	110,423千円
退職給付引当金	71,915千円
関係会社出資金評価損	11,460千円
賞与引当金	6,701千円
資産除去債務	5,983千円
未払事業税	5,839千円
投資有価証券評価損	2,402千円
減損損失	2,142千円
その他	5,682千円
繰延税金資産小計	222,553千円
評価性引当額	△134,818千円
繰延税金資産合計	87,735千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,257千円
その他	597千円
繰延税金負債合計	2,855千円
繰延税金資産の純額	84,880千円

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の36.8％から平成27年７月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年７月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3％になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は11,545千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

７．関連当事者との取引に関する注記

（1）関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社トップエンジニアリング	所有 直接　100.0%	業務受託 役員の兼任	業務受託料 受取家賃（注）	25,777 15,894	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）価格その他の取引条件は、市場価格を勘案して決定しております。

８．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　1,042円60銭

（2）１株当たり当期純利益　129円30銭

（注）１株当たり純資産額および１株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

９．重要な後発事象に関する注記

（公募増資による新株式の発行）

当社は、平成27年６月５日及び平成27年６月19日開催の当社取締役会において、公募増資による新株式の発行を決議し、平成27年７月９日に払込が完了しております。その概要は次のとおりです。

①　募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
②　発行する株式数：普通株式　260,000株
③　発行価格：１株につき　2,130円
④　発行価額の総額：　553,800,000円
⑤　払込金額：１株につき　1,959.60円
⑥　払込金額の総額：　509,496,000円
⑦　資本組入額：　254,748,000円
⑧　払込期日：平成27年７月９日
⑨　資金の使途:アウトソーシング事業に係る人材募集のための採用広告費に充当する予定です。

（第三者割当増資による新株式の発行）

当社は、平成27年６月５日及び平成27年６月19日開催の当社取締役会において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し（当社株主から借入れる当社普通株式63,000株の売出し）に関連し、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議し、平成27年８月10日に払込が完了しております。その概要は次のとおりです。

①　募集方法：第三者割当
②　発行する株式数：普通株式　63,000株

③　発行価格：１株につき　　2,130円
④　発行価額の総額：　　134,190,000円
⑤　払込金額：１株につき　　1,959.60円
⑥　払込金額の総額：　　123,454,800円
⑦　資本組入額：　　61,727,400円
⑧　払込期日：平成27年８月10日
⑨　資金の使途:アウトソーシング事業に係る人材募集のための採用広告費に充当する予定です。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年９月２日

株式会社平山
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　隆　司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　木　政　秋　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社平山の平成２６年７月１日から平成２７年６月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社平山及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年９月２日

株式会社平山
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　隆　司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　木　政　秋　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社平山の平成２６年７月１日から平成２７年６月３０日までの第４９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第49期の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人、子会社の取締役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。業務執行取締役より四半期ごとの業務執行報告を受け、さらに「業務執行確認書」を記名捺印して提出いただいています。

三　内部統制システムに関する取締役会決議、事業報告の記載内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年９月７日

株式会社平山　監査役会

常勤監査役　住友千良　㊞

監査役　露木忠晴　㊞

社外監査役　福永隆明　㊞

社外監査役　玉野淳　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第49期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金35円22銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は48,490,896円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年9月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第２項及び第40条第２項の一部を変更するものであります。なお現行定款第30条第２項の変更に関してましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第30条　（条文省略） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
（監査役の責任免除） 第40条　（条文省略） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。	（監査役の責任免除） 第40条　（現行どおり） ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。

以上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区高輪三丁目25番33号
長田ビル６階　フクラシア品川
TEL 050－5265－4805

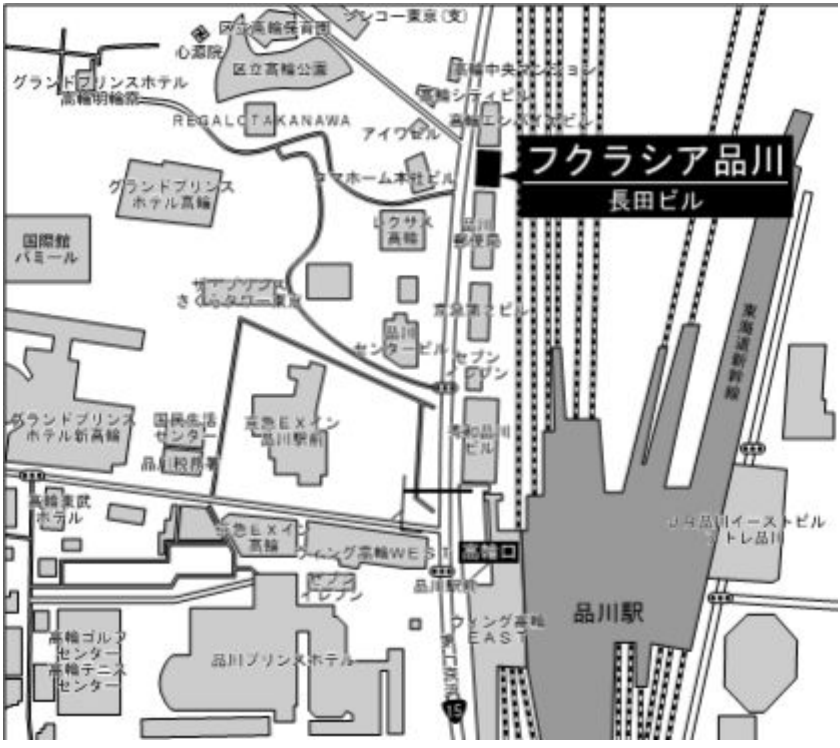

交通　ＪＲ品川駅　　高輪口より　徒歩約４分
　　京浜急行品川駅　　徒歩約４分